

建設工事における安全衛生経費の 適切な支払いに向けて ～国土交通省の取組～

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室

企画専門官 木下 誠一
きのした せいいち

1. はじめに

建設業は「人材」で成り立っており、建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提であり、最優先事項である。建設業における労働災害の発生状況は、長期的には減少傾向にあり、昭和47年には2,400人にも上っていた労働災害による死亡者数は、令和3年には288人まで減少している（図-1）。しかしながら、いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事現場での災害により、年間約400人もの尊い命が亡くなっていることを重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて一層の実効性のあ

る取組を推進する必要がある。

国土交通省では、厚生労働省等の関係機関や業界団体等とも連携して、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（以下、「建設職人基本法」という）」に基づく「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（以下、「基本計画」という）」に記載された施策を進めているところである。

2. 建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会

国土交通省では、建設工事における安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われるような実効性ある施策を検討することを目的に、学識経験者や建設業関係団体等から構成される「建設工事にお

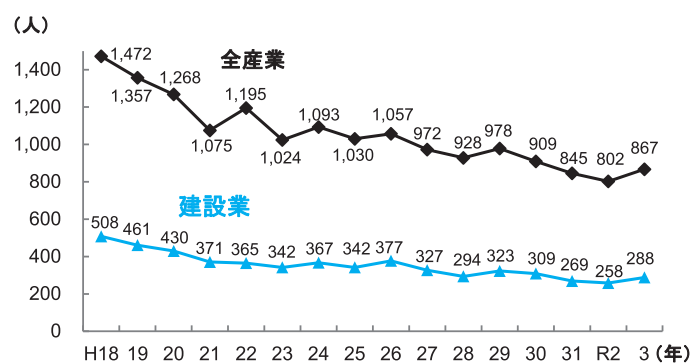


図-1 過去の死亡災害発生状況の推移
(厚生労働省「労働災害発生状況について」より作成)

ける安全衛生経費の確保に関する実務者検討会（以下、「実務者検討会」という）」（座長：芝浦工業大学 蟹澤宏剛教授）を設置した。

実務者検討会においては、安全衛生経費の実態に関する元請・下請向けの実態調査、発注者向けの実態調査、安全衛生経費に関する個人の意識調査等を行い、安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われるための実効性のある施策について、平成30年6月から計7回にわたり検討を行い、「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて（提言）」（以下、「提言」という）がとりまとめられた。

3. 提言の概要・ポイント

(1) 建設工事における安全衛生経費の考え方

提言では、安全衛生経費の考え方を取り上げる意義を三つ挙げている。

① 安全衛生経費の「見える化」の必要性

- ・安全衛生経費については、その範囲が必ずしも明確ではない。この点が、受発注者（元下間も含む）相互の安全衛生経費に関する認識のズレを生じさせ、ひいては下請までの適切な支払いに繋がっていないことが考えられる。
- ・このため、発注者・元請企業・下請企業などの関係者間でコンセンサスを得るべく、安全衛生経費の範囲をできる限り明確にする。すなわち、安全衛生経費を「見える化」する取組を進める必要がある。
- ・その際、安全衛生経費の範囲については、以下について十分留意する必要がある。
 - 1) 建設工事の工種、工事規模、施工場所、施工時期等により異なること
 - 2) 安全衛生対策に係る技術の進展、社会情勢等により、その範囲の変動が予想されること
 - 3) 安全衛生経費を構成する安全衛生対策の項目を一律に最小限明示した場合、それが標準化してしまうおそれがあること

② 安全衛生経費に関する意識改革の必要性

- ・現状では安全衛生経費に関する認識は、行政・発注者・元請企業・下請企業・建設工事従事者・国民等の関係者それぞれの立場により異なっている。
- ・このため、安全衛生経費の「見える化」の取組や重要性に関する戦略的な広報などを通じて、関係者の理解の醸成を図るなど、安全衛生経費に関する意識改革に努めるべきである。

③ 安全衛生経費の適切な支払いに向けた取組のフォローアップや進化の必要性

- ・「見える化」や意識改革により得られた知見（工夫、効果、課題など）を有効活用し、安全衛生経費のさらなる適切な支払いに繋げるべく、取組のフォローアップや進化の検討に努めるべきである。

(2) 建設工事における安全衛生経費をめぐる現状と課題

実務者検討会では、建設工事における安全衛生経費の実態を把握するために、「元請・下請向け実態調査（H31.3～R元.5）」、「発注者向け実態調査（R元.8～9）」、「個人向けアンケート調査（R元.9）」、「一人親方へのヒアリング（R元.9～10）」を実施した。

これらの調査等を通じて、安全衛生経費をめぐる現状と課題について分析した結果を図-2に示す。

(3) 安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策

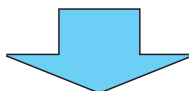
安全衛生経費をめぐる現状と課題を踏まえ、安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策として、三つの施策が提言された。

- ① 「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及
 - ・元下間における安全衛生対策の認識のズレの解

〈現 状〉

	労働安全衛生法や安全衛生対策(経費)に関する認識	安全衛生対策を検討するための団体(社内)ルール・マニュアル	契約手続き(見積~契約・変更契約等)や安全衛生経費の支払い実態
元請・下請	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>根拠になる法律も含めある程度知っている</u>」と「<u>安全と健康を確保するために実施しなければならぬ対策を知っている</u>」の回答を合わせると、<u>9割以上の企業は認知</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>約7割の企業で社内ルール・マニュアルがない</u>。 特に従業員数が少ない<u>中小企業ではルール・マニュアルがない傾向</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> 発注者(注文者)から提示された<u>見積条件の中に、『安全衛生対策』の具体的な内容がなかった</u>と『<u>わからない</u>』の回答を合わせると、<u>約7割</u>。 発注者・注文者に対し、見積条件で提示されていなかった<u>新たな安全衛生対策を提案すれば、約8割は『認められた』</u>と回答。 請負代金内訳書の中に、「<u>安全衛生対策のための費用が『記載されていなかった』</u>」と回答した注文者が<u>約7割</u>。
発注者 (地方公共団体・民間企業)	<ul style="list-style-type: none"> <u>市・町・村では「法律等の根拠は知らない」との回答割合が都道府県・政令市よりも高い</u>。 民間企業では、全体では約7割が「<u>対策の内容と根拠になる法律等</u>をある程度知っている」と回答。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>市・町・村では「社内基準等は設けていないが、工事発注の都度、安全衛生対策を検討している」</u>や「<u>社内基準等は設けておらず、発注工事の安全衛生対策は受注者に任せることが多い</u>」 民間企業では、「<u>発注工事に求めるべき具体的な安全衛生対策の基準を定めている</u>」との回答が最も多かった一方、「<u>社内基準等は設けておらず、発注工事の安全衛生対策は受注者に任せることが多い</u>」との回答も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体・民間企業ともに、<u>9割以上が「発注工事の予定価格に安全衛生経費を含めている」</u>と回答。 都道府県・政令市は全ての団体が「<u>含めている</u>」と回答した一方で、<u>市・町・村では「含めていない」、「わからない」との回答が一定割合あり</u>。
個人	<ul style="list-style-type: none"> <u>約7割が「労働安全衛生法を知らない」と回答</u>。住宅取得の有無によっても認知に差がみられる。 安全衛生経費については、「<u>知らない</u>」と「<u>聞いたことはあるが、よく知らない</u>」の回答を合わせると<u>約9割</u>。住宅取得者では認知者が多い。 	-	<ul style="list-style-type: none"> 住宅取得時の<u>安全衛生経費の支払いについて、「わからない」と「支払っていない」を合わせると約9割</u>。
一人親方	<ul style="list-style-type: none"> <u>未だに『ケガは自分持ち』という認識(特に町場)</u>。 ゼネコンでは近年「<u>労災隠しは犯罪</u>」という意識が浸透している。 安さを訴求するパワービルダーが、<u>安全管理を徹底しないことが安全性を損ねている</u>。(※ヒアリングにおける意見より) 	-	<ul style="list-style-type: none"> <u>契約書面はなく、安全経費の取組もない</u>。金額を口頭で伝えられる。 <u>安全衛生経費を請求したが支払われなかった</u>。むしろ安全経費を引かれる。 国が契約書の雛形を作って、義務化し、守らない事業者を開示したりしてほしい。(※ヒアリングにおける意見より)

※ 2019年に実施した建設工事における安全衛生経費に関する実態調査結果やヒアリング結果を元に作成。



〈課 題〉

- 工事内容に応じて、安全衛生対策を決める際に参考となるツールの整備
- 安全衛生経費に関するさらなる認知度向上
- 安全衛生経費を請求しやすい環境の整備

図-2 実態調査等により把握した安全衛生経費をめぐる現状と課題

消や安全衛生意識の共有を図るため、建設工事の工種毎に安全衛生対策項目の確認表を作成し、その普及を図る。

- ・下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を作成し、その普及を図る。

② 安全衛生経費の必要性や重要性に関する戦略的広報

- ・適切な安全衛生経費の確保のためのリーフレットの充実
- ・インターネットやソーシャルメディアでの情報発信
- ・安全衛生経費の確保に関するポスターの作成・配布
- ・全国安全週間などでの集中的な広報
- ・発注者向けリーフレットの作成
- ・一人親方向けリーフレットの作成

③ 施策を体系的に進めるための仕組み構築

- ・安全衛生経費の実態に関するフォローアップ調査
- ・人材の育成
- ・各主体がまとめたガイドブック・事例等をホームページで一元化
- ・建設業法第19条の3「不当に低い請負代金の禁止」の徹底

4. 今後の予定

今後は、提言に記された考え方を踏まえながら、施策の具体化に取り組み、継続的に進化させ、建設工事従事者の安全及び健康の確保を着実に推進していく。

そのために、令和4年度には、元下間における

安全衛生対策の認識のズレの解消や、安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」を検討するワーキンググループを設置し、具体の検討を進め、その後、令和5年度には、安全衛生経費内訳明示のための「標準見積書」の検討を進める。

なお、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費内訳明示のための「標準見積書」については、将来的に、安全衛生経費を元請企業へ適切に請求している企業や、安全衛生経費を下請企業へ適切に支払っている企業を評価する仕組みの構築も見据え、建設キャリアアップシステムを活用した建設技能者の能力評価や企業の施工能力の見える化に取り組んでいる専門工事業団体の協力を得ながら、先行的にサンプルを作成し、その事例の横展開を図っていくこととする。

また、国土交通省では、安全衛生経費の確保の必要性や重要性について、これまで「建設業法令遵守ガイドライン」の策定、リーフレット「安全な建設工事のために適切な安全衛生経費の確保が必要です」の作成・配布など、建設業者等に対してその周知に努めてきているが、地方公共団体や民間企業などの発注者、元請や下請となる建設業者、国民に対してよく理解されるよう、広報をさらに強化する取組を進めていく。

5. おわりに

「人材」で成り立つ建設業において、近年課題となっている働き方改革や担い手確保の取組をさらに加速するためにも、建設工事従事者の安全及び健康を確保することが何より重要である。

今後とも、建設職人基本法や基本計画に基づき、関係省庁や建設業者団体等とも連携しながら、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるための施策をはじめ、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する取組を進めてまいりたい。